

(表 面)

|  |   |
|--|---|
| <p>写<br/>真<br/>ち<br/>よ<br/>う<br/>付<br/>面</p> | <p>第<br/>号</p> <p>(職)氏<br/>年 名<br/>月<br/>日生</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律<br/>第十五条の規定による当該職員の証</p> <p>年 月 日</p> <p>厚生労働省(都道府県、市又は特別区)<br/>印</p> |
|--|---|

(A列6番)

|  |                 |   |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|-----------------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>第十五条 (感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)<br/>       都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況を、動向及び原因を明らかにするために必要があるときは、当該職員に一類感染症及び二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは感染症患者の接触者、その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。</p> <p>第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第十四条 (略)</p> | <p>第十三項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第十項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第九項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第八項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第七項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第六項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第五項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第四項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第三項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> | <p>第一項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>(注意)<br/>       この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。</p> |
|--|-----------------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|